

「2対1ルール導入法案」に関するご相談について

- 1 先生のご認識(経済活性化・規制評価の確立)を踏まえつつ、立法の動機・必要性を明確なものとしていくために、例えば、次のような点について整理する必要がある。

＜例＞

- ・ これまでの規制削減についての現状の把握
- ・ 政府における規制改革の取組(規制改革推進会議、規制に係る政策評価、デジタル臨調等) に対する評価

- 2 「2対1ルール」の導入を法律で定めるに当たっては、例えば、以下の基本的な論点について、ご政策を整理していただく必要がある。

- ① 規制改革の方法としては、2対1ルール以外にも、不要な規制の廃止(割合を定めず)や、規制基準の緩和、規制手段の変更等も考えられる。また、政策評価法(行政機関が行う政策の評価に関する法律)等による規制改革も行われている。そのような中で、2対1ルールを法制化することの意義をどのように説明するか。

- ② 法律に定める以上、対象とする「規制」や、「廃止の基準」について法律上の定義が必要となるが、どのように定義付けるか。

＜例＞

- ・ 許可や認可だけでなく、比較的緩やかと思われるもの(努力義務、要請等)であっても、当事者にとっては「規制」と捉えられるものもあるのではないか。
- ・ 規制の種類や内容は様々ある中で、「廃止の基準」をどのように設定するか。

- ③ 2対1ルールの合理性についてどのように説明するか。

＜例＞

- ・ 規制の廃止と新設をセットとする合理性(廃止のための新設をしなければならないのか。)
- ・ 廃止と新設の関連性(全く異分野でのセットを認めるのか。新設される規制の当事者の納得は得られるか。)
- ・ 割合を2対1とする理由
- ・ 廃止すべき規制が多い場合でも2対1の割合を維持するか。

- ④ 規制を数量として捉える必要があるところ、それをどのように把握し、法律上定義付けるか。

＜例＞

- ・ 法令数・法令等の根拠規定数(実態を反映しているか。)
- ・ 規制がもたらすコスト(どのように算定するか。)

- ⑤ 誰が廃止の基準を設定し、規制の廃止・存続について判断するのか。